

令和5年度第1回八潮市地域福祉計画推進委員会会議意見書に対する回答書

(1) 令和4年度八潮市地域福祉計画事業評価調書について

NO	質問内容	回答
1	<p>子どもの居場所づくりの支援について。課題や改善点に「活動場所の偏りが生じている」とありますが、具体的にどのような偏りがあり、それによりどのような課題があるのでしょうか。</p>	<p>子どもの居場所づくりに取り組んでいる団体はNPO法人や市民で構成するボランティア団体となります。このため、活動場所については、各団体が決定しているのですが、これらの団体が八潮市の北部を活動場所としている団体が多いことから八潮市南部の子どもが参加しにくい状況になってしまっていることが課題であると考えています。</p>
2	<p>八潮市協働のまちづくり推進事業への助成について。「市が抱える行政課題の解決のために行う事業に対し、申請のあった2件に助成」とありますが、どのような課題にどのような団体が対応されたのでしょうか。</p>	<p>NPO法人1件、ボランティア団体1件に助成しました。 NPO法人は、主に高齢者を対象した居場所づくりの活動をしており、「要支援者の避難」をキーワードに基調講演及びワークショップを実施しました。 ボランティア団体は、子どもたちの笑顔のために安全、安心な地域づくりと社会貢献を目的に活動しており、は子どもを対象に簡易的な街並みを用いた体験型安全教室を実施しました。</p>
3	<p>避難行動要支援者制度の推進について。「なかなか提出者が増えない状況」の理由をどのように認識されていますか。</p>	<p>避難行動要支援者個別支援計画書の提出にあたり、災害時に避難を支援してくれる支援者が見つけれないことから、記載できないことが理由の一つであると考えています。記載する際には支援者の同意をいただくこと必要があり、それがハードルになっていると伺っています。市ではできる限り支援者欄も記載していただきたいと考えてはおりますが、見つからない場合は空欄でもよいこととして、できる限り提出を促しているところです。</p>
4	<p>子どもの貧困の実態調査の実施について。課題や改善点に「子どもの貧困状況について、適格な把握が必要である」 →「的確」ではないでしょうか。適格は、意味が異なるように思います。</p>	<p>ご指摘の通り「的確」が正しい表記ですので訂正します。</p>
5	<p>“避難行動要支援者避難支援システム”の説明が欲しい。誰のためのシステムなのか、その目的は何か等の説明が欲しい。なお、町会自治会には当該システムの説明が全くないと思います。</p>	<p>避難行動要支援者避難支援システムは地図ソフトを活用した要支援者の管理システムとして使用しています。 市では、高齢者であれば要介護度など、障がい者であれば手帳の等級などで対象者を抽出して、要支援者リストを作成します。また、この要支援者リストに掲載した方に個別支援計画書の提出についてお知らせを送ります。情報システムはこの要支援者リストに記載された方や、個別計画書の計画書内容について、データ入力するものです。また、入力したデータをシステム上の地図に反映することができますので、どの地域にどのくらいの要支援者の方がいるかを確認することができます。</p>
6	<p>“課題や改善点”には“今後も継続～”と記載され、具体的な課題等の記載がない。 私の知る限り、町会自治会では避難行動要支援者の対応が積極的と消極的に分かれており、課題は多くあると認識しております。事務局と町会自治会の大きな認識の差を感じます。事務局はこの差をどのように感じておりますか？</p>	<p>課題や改善点につきましては、行政側の視点でリストの作成やシステムの活用という観点で継続していく必要があると記載しました。 ご指摘をいただきましたように町会、自治会による温度差がある程度あることについては認識しております。 避難行動要支援者制度につきましては、町会、自治会の皆さんをはじめとした地域の支援者の皆さんには要支援者の把握などのご協力をいただいております。 町会・自治会の皆さんからは、町会・自治会未加入者への対応や要支援者リストの活用に関する対応についてご意見をいただくことがあり、市としても課題と考えているところです。特に個別計画書については、要支援者の把握のため共有していただける町会・自治会がある一方、平常時に個人情報を持つことへのためらいから個別計画書の提供を辞退する町会・自治会もあります。 こうした個別計画書の関する対応の違いを解消することも含め避難行動要支援者制度を実施まいります。</p>

(1) 令和4年度八潮市地域福祉計画事業評価調書について

NO	質問内容	回答
7	<p>判断能力が十分でない人たちの権利を擁護し八潮市内の地域で安心して生活ができるよう関係機関と相互に連携しながら成年後見制度や日常生活自立支援事業の周知と活用を推進するとともに、市民後見人の育成を図るように施策を展開してください。</p>	<p>八潮市では、令和3年4月に成年後見センターを設置し、成年後見制度に関する相談・支援、市民後見人の育成を行っています。また、国の成年後見制度利用促進計画においては、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核を担う役割を持つ中核機関の設置が求められており、本市においても設置に向けた検討を行っているところです。ご意見の、事業の周知と活用の推進、市民後見人の育成及び関係機関との連携は、いずれも中核機関の担う役割とされています。制度の広報、相談、後見人の育成及び関係機関との連携は、現在の成年後見センターにおいても実施しているところではありますが、中核機関の設置にあたっては、既存事業の拡充及び一層の関係機関との連携強化を図り、制度を必要とする方が活用できるよう努めてまいりたいと存じます。</p> <p>なお、令和6年度は、第3期地域福祉計画に反映しきれていない部分の一部見直しを検討しており、そのひとつが成年後見制度利用促進計画です。見直しの内容については、令和6年度の推進委員会でお諮りしたいと存じますが、計画の一部見直しに係る詳細や日程につきましては令和5年度第2回推進委員会においてご説明させていただく予定です。</p>

(2) 令和5年度八潮市地域福祉計画実施計画調書について

NO	質問内容	回答
1	<p>人権教育の推進について。障がいのある人の人権への認識と理解、差別や偏見の解消が挙げられていますが、この項目における目標は、障がいを持つ人の人権に関する教育の推進を指しているのでしょうか。「人権教育」はあらゆる人に関するものと思われるので、障がいを持つ人を主とした目標であれば、「障がいのある人の人権に関する教育の推進」という見出しになるのではないのでしょうか。</p>	<p>「人権に関する教育の推進」は、障がい者行動計画を抜粋したものになっております。記載元が障がい者への計画であったため、障がい者行動計画そのものが「人権に関する教育の推進」という事業名で障がい者のみについて記載されております。ご指摘の通り、人権教育について障がい者のみならず、様々な人権についての教育が必要であり、その内容については、市に人権指針や人権施策実施計画などで記載しているところです。計画の構成上、現在の取組名を変更することは難しいと思っておりますが、計画の見直しの際には、他の人権についても記載した形に検討していきます。</p>
2	<p>防犯教室等の開催について。「…関係団体に各種防犯の講和を行う」 →「講話」ではないのでしょうか。講和は意味が異なるように思います。</p>	<p>ご指摘の通り「講話」が正しい表記ですので訂正します。</p>
3	<p>市民活動コーディネーターの育成について。「コーディネーターの知識を醸成するため、研修に参加する。」とありますが、知識を得るために市の職員が研修に参加するという意味でしょうか。研修を開催する、という意味でしょうか。</p>	<p>ご指摘の通り職員が研修に参加しています。報告書も担当職員が研修に参加すると修正します。</p>
4	<p>生活困窮者家計改善支援の実施について。「家計に関する問題を見える可し、家計の再生に向けた目標を立て」 →「見える化」ではないのでしょうか。あるいは、「問題を見える化し、」という表現を具体的な説明に置き換えて頂いた方が伝わりやすいと思います。</p>	<p>ご指摘のとおり「見える化」が正しい表記ですので訂正します。また、具体的な内容ということで「レシート等を整理して、項目ごとに家計の支出状況を整理することで、家計に関する問題を見える化し」に修正します。</p>

(3) 会議資料及び福祉に関する事業全般について

NO	質問内容	回答
1	“再掲”と記載された同じ取組(事業)が何度も出てくる理由を教えてください。 一つにまとめることはできないでしょうか？	計画の構成として基本目標、施策の柱施策の内容、そして関連する取組としての各種事業となっています。事業によってはいくつかの柱にまたがる事業もあることから「再掲」と掲載し、記載しているものです。 例えば、P18の福祉サービス利用援助事業(あんしんサポートねっど)につきましては、「日常生活を支える取組の推進」にも該当しますが、P41の件利用支援体制の充実にも関係する事業になります。このため、両方の項目に記載しているものです。
2	管理する取組(事業)数が全部で213もあり、多過ぎると思います。少しでもよいから取組(事業)数を削減し、事務処理を削減しましょう。 “課題や改善点”の項目に“なし”又は“今後も継続”と記載された取組(事業)が散見されます。これは課題や改善点がこれからも無い判断できます。従って、この取組(事業)の進捗状況は管理が必要なく、削除できる可能性があると思います。	市の計画上変更のあるなしにかかわらず、事業を実施する際には計画で位置付ける必要があります。このため、計画には多くの事業を記載されています。特に地域福祉計画の性格上、高齢、障がい、子どもなど地域福祉に関連した事業すべてを計画するため、多くの事業が記載されます。 しかしながら、計画の事業評価など前年度との違いや重点的な事業など報告書の提出方法は検討してまいります。
3	多くの説明は、少ない言葉で数字を使って分かり易く表現されております。しかし、残念ながら、数字が使えるのに使っていない説明が幾つか散見されます。せっかく活動した報告に重みを感じません。	記載形式が統一されておりませんので、関係各課に回答を依頼する際に注意してまいります。